

Title	日本における被害者支援と死刑
Sub Title	Zu Opferschutz und Todesstrafe in Japan
Author	太田, 達也(Ota, Tatsuya)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2013
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.86, No.6 (2013. 6) ,p.29- 43
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集 : 死刑制度と被害者支援について考える
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20130628-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特集 死刑制度と被害者支援について考える

日本における被害者支援と死刑

太田達也

- 一 公費による経済的支援
- 二 刑事手続における損害回復
- 三 被害者への情報提供
- 四 刑事手続への参加
- 五 被害者感情と死刑

一 公費による経済的支援

宮澤浩一先生や大谷實先生等によって進められてきた被害者学の研究⁽¹⁾は、まず一九八〇年の犯罪被害者等給付金支給法（現在の名称は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」）となつて結実⁽²⁾している。

日本の犯給制度は、社会連帯共助の精神に基づく犯罪被害者の早期回復のための支援金として位置付けられ、比較的重大な犯罪被害を受けた被害者に対し被害当時の被害者の収入と被害の程度に応じて（遺族給付金と障害給付金）一時金を支給するものである（重傷病給付金のみ医療費自己負担分の支給）。

制度発足後、何度か制度の改正が行われ、特に二〇〇四年の犯罪被害者等基本法や翌年の犯罪被害者等基本計画の制定後、要件の緩和や支給額的大幅な見直しが行われ、支給実績も上がっている。⁽⁴⁾しかし、制度の根本的改革を望む声もあり、現在、内閣府において制度改革に向けた検討が行われている。ただ、現行制度と異なる仕組みとなると、アメリカやフランスのような損失補填の制度やドイツのような年金制度ということになるが、⁽⁵⁾損失補填方式でも逸失利益まで完全に補填する例はなく、被害者が負担した費用の一部に限って損失を補填するものであれば却って支給額が些少となるし、犯給立法時に議論されたように犯罪者の賠償責任との関係が問題となる。年金的な制度にしても、障害者年金など他の公的給付との調整が問題であるうえ、遺族年金となれば、犯罪以外の被害者などとのバランスも考慮する必要がある。

日本の犯給制度は支給最高額も支給実績も比較的高額であり、これをすべて廃止して新たな制度を作るより、現在の制度を維持しつつ、現在支給の対象にならない心理療法やその他被害者の必須経費を償還する新たな給付金を創設⁽⁶⁾、支給額も定期的に見直していくことの方が望ましいように思われる。海外で犯罪被害を受けた邦人への適用や損害賠償との調整の是非など以前から積み残されている課題も検討を要する。⁽⁷⁾

財源については、国（警察庁）の一般予算で賄われており、日本には、アメリカや韓国のように、犯罪者が納付する特別賦課金（special assessment）や追加罰金（fine surcharge）、又は通常の罰金の一部を原資とする犯罪被害者基金のような制度はない。こうした制度の導入については、二〇〇六年から行われた内閣府での検討会において否定的な見解が示されたが、その理由の中には余り説得力が感じられないものもある。⁽⁸⁾財源としての安定

性や使途範囲など検討すべき課題は多いが、財政難の折、日本でも、罰金や作業報奨金などを原資とする被害者基金が検討されてよい。

二 刑事手続における損害回復

二〇〇七年のいわゆる犯罪被害者保護法の改正（改正後の名称は、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」）により、付帯私訴系統の制度でありながら、これとも異なる損害賠償命令申立制度が導入された。実務では五〇〇〇万円を超えるような高額の認容判決もかなり出されているほか、殺人や傷害、強盗致死傷だけでなく、性犯罪被害者による申立ても多くみられ、迅速かつ被害者に負担の少ない損害回復制度として一定の成果を上げていると評価できる。

しかし、損害賠償の確定判決が得られても、実際の支払が行われているかはかなり疑問である。やはり、犯罪者自身による損害賠償にはどうしても犯罪者の資力という限界を伴う。そこで、国が犯罪者に代わって被害者にまず損害賠償を立替払いし、しかる後に国が犯罪者に求償する制度を設けるべきだとの意見が被害者等から示される¹⁰ことがある。これは、被害者の訴訟負担の軽減や被害者の身上秘匿からの要請でもある。

しかし、国が損害賠償の立替払いをするとすると、資力の乏しい犯罪者から取り立てるようなことを国が長期間に亘ってしなければならなくなるし、重大事件の場合、犯罪者は刑事施設に長期受刑することになるので、殆ど実効性が期待できない。また、犯罪者の不法行為に限って国が損害賠償の立替えをしなければならない根拠が必要となるし、対象事件をどこで線引きするかという問題もある。現在の犯給制度も給付額の限度において受給者の損害賠償請求権を国が取得することになっており、その意味で立替払い的な要素がないわけではないが、求

償権を實際に行使したのは二件にとどまると言われている。求償権を積極的に行使しているスウェーデンや台湾でも実効性があがっていないようであるし、被告人に対し損害賠償命令（刑事裁判）が言い渡される場合、その支払対象に被害者補償裁定機関を含めるといった、仕組みが異なるアメリカでも同様の限界がある。⁽¹²⁾

三 被害者への情報提供

犯罪被害者への情報提供としては、一九九六年に導入された警察の被害者連絡制度や一九九九年に統一的な制度として発足した検察庁の被害者等通知制度のほか、二〇〇〇年に成立した、いわゆる犯罪被害者保護法や改正少年法による公判記録及び審判記録の閲覧・謄写制度も被害者への情報提供に資する制度である。さらに、犯罪被害者保護法による公判の優先傍聴制度や、少年の健全育成（特に要保護性の認定への影響）との関連で論議があったものの、二〇〇八年の少年法改正で導入された少年審判傍聴制度も、被害者への情報提供制度として意味があるものである。⁽¹³⁾

犯罪者のプライバシー保護や社会復帰優先の観点から情報提供への抵抗が強く見られたのが、自由刑や保護処分⁽¹⁴⁾の執行状況、特に刑事施設や少年院における処遇、仮釈放や仮退院、保護観察に関する情報提供であった。しかし、刑の執行終了予定日や（仮）釈放日の事後的な通知は二〇〇一年の被害者等通知制度の改正で可能となり、再被害防止対策の一環として、再被害のおそれある場合の釈放等の警察への通報や被害者への教示も同年に設けられた。しかし、二〇〇七年に仮釈放意見陳述制度を導入することとなったため、同年、仮釈放や仮退院の審査開始や決定、仮釈放日、刑事施設や少年院での処遇状況、保護観察の状況などについても被害者へ情報提供する制度が実現した。

これにより刑や保護処分⁽¹⁵⁾の執行段階における被害者への情報提供制度はかなり整備され、毎年一万件を超える情報提供が行われているが、情報提供の対象となる処遇状況は優遇措置や段階処遇の等級など形式的な内容に限定されているので、将来は、被害者からの情報提供ニーズが高い、加害者の更生に関わる実質的な内容まで拡大する必要がある。

なお死刑と関連して、死刑執行の事実や更には執行予定の通知を求める声が被害者遺族等から上がることがある⁽¹⁶⁾。アメリカでは、死刑執行日が裁判所で決定される場合は一般に死刑執行予定を知ることができるほか、被害者に死刑執行予定の情報提供を行っている州があるが、これは死刑執行の傍聴が被害者に認められていることとの関係である。日本の場合、被害者への通知以前の問題として、死刑確定者自身やその親族に対する死刑執行予定の告知がなされていないことから、その是非も併せて検討しなければならない問題である。しかし、他の情報提供同様、被害者が報道などからしか情報を得られないという事態は望ましいものではなく、少なくとも死刑執行の事実については法務省の方から被害者の方へ通知すべきであろう。

四 刑事手続への参加

1 被害者意見陳述制度

職権主義構造を採るドイツでは従来より私人訴追や公訴参加といった被害者が直接公訴や公判に参加する制度が認められているのに対し、当事者主義を採るアメリカでは、一九八〇年代以降、特にペイン対テネシー事件⁽¹⁷⁾において合憲判断が出されてから、被害者衝撃陳述 (Victim Impact Statement: VIS) が被害者参加の中心的役割を果たしてきている。日本でも、二〇〇〇年の刑事訴訟法と少年法の改正により被害者の意見陳述制度と少年保護

手続における意見聴取の制度が導入され、一時はこうした制度が量刑に与える影響を懸念する向きもあったが、近年は毎年一、七〇〇人以上の被害者により意見陳述が行われ、⁽¹⁸⁾制度として定着している。

2 被害者参加制度

さらに、日本でもドイツの公訴参加のような制度を設けるべきであるとの主張が被害者団体等から積極的に展開され、二〇〇四年の犯罪被害者等基本法に被害者による刑事手続への参加の機会を拡充する旨の規定が置かれたこともあり、二〇〇七年に被害者参加制度が導入されるに至った。

日本の被害者参加制度は、証拠調請求権や質問権、上訴権（但し、量刑不当を理由とする場合は不可）のあるドイツの公訴参加制度と異なり、⁽¹⁹⁾被害者参加人に認められているのは情状に関する反対尋問や意見陳述のための被告人質問など比較的緩やかな権限に限られる。それでも、検察官とのやり取りを通じて被害者参加人の疑問の解消に役立ったり、要望が満たされることがある一方、被告人質問では被害者ならではの質問がなされ、情状の立証に役立ったケースや被告人が被害者の苦悩や遺族の心情を理解するのに役立ったと思われるケースが報告されるなど一定の成果を上げている。⁽²⁰⁾当初、一部の論者によって批判されたような、過度な応報感情が法廷に持ち込まれ事実認定に悪い影響が出るとか、被害者参加人等による証人尋問や被告人質問によって被告人の防御に支障を来すといった事態は生じていないようである。⁽²¹⁾

但し、個々の事案では、検察官とのやり取りが上手くいかず、被害者参加人に不満の残る場合があることには留意する必要があるし、法廷での被告人の態度に被害者参加人が却って傷つくなど、⁽²²⁾被害者にもそうしたリスクのある制度であることは十分に説明しておく必要がある。

なお、被害者参加人による証人尋問については、情状だけではなく、犯罪事実に関する事項についても認める

べきであるとの被害者の主張もあるが、⁽²³⁾ 検察官の主張の内容や方向性と食い違う場合、検察官の立証活動や訴訟進行に影響を及ぼすと同時に、被告人側の防御権の行使に支障が生ずる可能性がないわけでもなく、消極に解する。

また、現在は公判前整理手続に被害者参加人が出席することは認められていないため、検察官との打ち合わせなどを通じて間接的に関わっていくこととなる。しかし、被害者参加弁護士が出席を認められるケースもあり、⁽²⁴⁾ 公判前整理手続に被害者参加弁護士の参加を正式に認めるべきとの意見もあることから、⁽²⁵⁾ 今後、検討を要する。被害者参加人のための国選弁護の資力要件は、緩和する方向で検討すべきである。

3 親告罪

強姦罪など一部の性犯罪が親告罪となっていることが、犯人の刑事責任を追及するうえでの妨げになることがある一方、厳しい選択を迫られる被害者にも負担をかけている。そもそも、被害者の名誉やプライバシー保護が性犯罪における親告罪の目的であるならば、⁽²⁶⁾ 訴追や公判における被害者の保護が徹底すれば、親告罪である必要はなくなることになる。また、強姦致死傷罪や集団強姦罪が非親告罪となっているのも矛盾であるし、これらは重大犯罪ゆえ被害者のプライバシー保護より犯罪対策を優先するという理由であれば、強姦罪はそうではないのかということになりかねない。刑事手続における被害者の名誉やプライバシー保護は、犯罪者の訴追とは別に関係機関が最大限果たさなければならぬ当然の責務であって、被害者に選択権を与えることでこれを為したとするのは適当ではない。性犯罪の非親告罪化を図るべきである。⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾

4 仮釈放意見聴取制度

従来、刑や処分の執行段階は犯罪者の改善更生や社会復帰のための過程とされてきたことから、被害者支援とは関係がないとされ、被害者関連の施策が導入されたのは刑事手続の他の段階よりかなり遅れてのことであった。しかし、二〇〇一年頃より徐々に実施されていた被害者の視点を取り入れた処遇が二〇〇五年の刑事収容施設法により改善指導の一つとして（R4）導入され、さらに二〇〇七年の改正犯罪者予防更生法と、続く更生保護法には仮釈放意見陳述制度と被害者心情伝達制度が法定されたが、後者のような刑や処分の執行段階における被害者参加制度には問題も多い。

まず、仮釈放意見聴取制度は、仮釈放に際して意見を述べたいという被害者の心情に配慮するとともに、被害者の心情や仮釈放に関する意見を判断材料の一つとすることで、より適正な仮釈放審理を実現することを目的として導入された。しかしながら、重大事件の被害者は仮釈放に反対するのが通常であり、施行後の実務でもそうした状況にある。しかし、被害者感情は仮釈放許可基準の一要素に過ぎないため、わざわざ仮釈放に関する意見を聴取することにおきながら、そして被害者がどれだけ仮釈放に異議を唱えようが、仮釈放の申出が棄却されることが殆どない。もし仮に被害者の意見を尊重して仮釈放を許可しないことにすれば、重大事件の受刑者は殆どが満期釈放となって、釈放後の指導も監督もできないことになり、却って再犯の危険性が高まってしまふ。

実務では、仮釈放の（反対）意見聴取を申し出た被害者の方に対し、仮釈放の意義を説き、理解を求めるようなことさえ行われている。結局のところ、被害者の意見をわざわざ聴取しながら、結果として殆ど仮釈放を許可している現状では、被害者に不満だけが残りかねない⁽³¹⁾。仮釈放か再犯かというジレンマに被害者を直面させるような制度が、被害者にとって真の利益であるか疑問なしとしない⁽³²⁾。刑や処分の執行段階の意見聴取は、仮釈放や仮退院の許否に関する意見ではなく、保護観察や特別遵守事項についての被害者の意見を聞く機会とすべきで

あり、更には、仮釈放や仮退院という刑や処分の執行における最後の段階ではなく、刑や処分の執行の初期の段階で行い、矯正処遇にも被害者の心情や意見を参考にすることができるような制度とするのが望ましい。

5 被害者心情伝達制度

被害者心情伝達制度は、犯罪者が仮釈放や執行猶予などで保護観察になった場合に、被害者からの申出により、その心情等を保護観察官が録取し、保護観察対象者に伝達する制度である。公判での意見陳述は裁判所に対して陳述するものであって、被告人に対して語りかけるものではない。これに対し、心情伝達制度は、被害者が蒙った被害の程度や影響、犯罪者への思いや要求を、間接的ながら、犯罪者に伝達するものである。これによって、被害者の心情の充足を図るとともに、被害者の本当の気持ちを理解させることで、犯罪者の「真の更生」と再犯防止を図ることを目的とする。

しかし、被害者の辛く厳しい心情を、保護観察を受け始めたばかりの犯罪者につづけることになるため、実務では、犯罪者が却って被害者に反発したり、逆に希望を失つたりする例が見られる。法律上は録取や伝達の相当性判断ができることになっているが、被害者感情が厳しいという理由だけで不相当とすることは、制度の趣旨を否定することにもなり、適当でない（し、実務でも行われていない）。犯罪者を絶望させたり、逆切れさせたりせず⁽³³⁾に再犯防止を図りつつ、被害者の生の声を犯罪者に伝えるための微妙且つ適切な制度運営が求められている。

また、心情伝達が仮釈放後の保護観察対象者の心に響き難くなっている一つの原因は、長い刑事施設での収容期間を経ていることも関係している。対象者にしてみれば、折角、長い受刑生活を終え、「罪を償った」つもりでいたところに被害者の心情を伝達されるわけであるから、「なぜ今更」ということになっているのである。一方、受刑者が満期釈放となってしまうと、心情伝達を行うことは一切叶わない。そうしたことから、受刑者が刑

事施設に収容されている段階から心情伝達を行うことができる仕組みを設けるべきである。⁽³⁴⁾

さらに言えば、被害者の心情を犯罪者に伝達する仕組みは当の犯罪者が自由刑を受けた場合に限る必要はないはずである。特に、極めて重大な事件で、死刑を言い渡される場合には、現在の心情伝達制度の適用はなく、死刑が執行されれば、被害者の心情は宙に浮いたままとなってしまふ。しかし、死刑確定者に被害者の心情を伝える制度の導入にあたっては、死刑確定者の自殺など特別の配慮が必要であることも確かであるし、保護観察（や自由刑）の場合における心情伝達と異なり、犯罪者の「処遇」という名目が立たなくなるといふ問題を克服する必要がある。⁽³⁵⁾

五 被害者感情と死刑

死刑の存廃を巡っては、従来、抑止効、特別予防（消極的・積極的特別予防）、誤判、罪刑の均衡、国民感情、被害者感情などの観点から議論されてきている。しかし、これらの根拠は、いずれも存置論、廃止論双方からの主張が可能であり、決定打となり得ない。思うに、刑罰としての死刑の存廃は、最終的には高度な政策的判断に拠るしかないであろう。

それでも、被害者の感情だけは、理屈の問題ではないだけに、第三者がこれを勝手に忖度したり、意見したりすることができない、ある意味絶対的なものである。そのため、これまでは、死刑存置派から被害者感情が持ち出された途端、批判も躊躇され、死刑の是非を巡る論議はそこで止まってしまうのが常であった。これに対し、被害者は必ずしも死刑を望んでいないとか、赦しの境地に達する被害者もいるとし、死刑廃止論の立場から反論が試みられることもあるが、特定の被害者の見解を一般化したり、被害者の苦しい複雑な気持ちを単純化しないし

矮小化したりすることは、被害者に対する冒瀆であると筆者は考えている。

しかし、その一方で、被害者感情を死刑制度という国家の刑罰制度や司法制度の在り方に直接反映させる考え方にも疑問をもっている。極めて凄惨な事件を目の当たりにすると、被害者の苦悩を察せずにはいられないし、死刑が現行法としてある以上、死刑相当という事案もあるであろう。しかし、将来の立法論としては、被害者感情を根拠として死刑を正当化することはやはり適当でないと考えている。その理由は以下の通りである。

被害者感情を死刑存置の根拠とする不都合さは、殺人や強盗殺人といった重大事件の場合にはあまり感じられない。しかし、問題は、被害者感情を刑罰の正当化根拠とする構造自体にある。もし、被害者感情が峻厳であるような犯罪に対して死刑が相当だというのであれば、殺人や強盗殺人以外の重大犯罪にも死刑を法定し、これを科さなければならぬことになるはずであるが、例えば、強姦罪や強姦致傷罪には死刑が法定されていない。つまり、被害者感情を考え殺人には死刑が相当だというのなら、これもまた想像を絶する被害を受けている強姦被害者の被害者感情は、死刑をもって臨むほど大したものではないということになりはしないであろうか。一五年以下の懲役が法定刑である傷害罪の事件のなかにも、被害者を植物状態にするような重大事件もある。にもかかわらず、「傷害罪など被害者が生きているからよいではないか」「傷害罪など大した被害でない」等といった理由で死刑を法定する必要はないとするのは、被害者の苦痛や苦悩を勝手に矮小化していることに他ならない。つまり死刑に関して、被害者感情を考え、被害者の気持ちをお大切にという主張ほど、実はいちばん被害者感情を蔑にすることになっているのである。筆者は、殺人や強盗殺人の被害者の方々の感情を過小評価しているのではなく、死刑が被害者の感情を満たしているという言説が、実は、多くの被害者の感情を無視するに等しいことになっていることを危惧するのである。

そうしたことから、被害者感情を「制度論としての」死刑の正当化根拠とするということには、被害者支援

の立場からも支持されないものと考ええる。犯罪被害者には、先ほど触れたような、情報提供や被害者参加制度などを通じて最大限の支援を行い、それが結果として被害者の心情の安定に少しでも寄与することが重要である。しかし、気をつけなければならないことは、被害者支援は、被害者の方の個人の尊厳や基本的人権保障の要請から国や自治体が行うべき当然の責務であり施策であつて、死刑廃止に向かう前提として被害者感情を緩和したりするために行うものではないということである。もし後者のようなことになれば、被害者支援が被害者に死刑廃止を認めさせる手段に墮してしまふ。死刑を廃止するかどうかにかかわらず、我々は、被害者が刑事手続において必要な情報提供を受けることができたり、適切な手続参加の機会を得たりすることができるような公正且つ適正な刑事司法を実現し、国民からも被害者からも信頼される司法制度を構築していかなければならないのである。死刑の存廃は、その先にある問題である。

(1) 宮澤浩一『被害者学の基礎理論』世界書院(一九六六)、大谷實Ⅱ宮澤浩一編『犯罪被害者補償制度』成文堂(一九七六)等。

(2) オウム真理教の犯罪被害者については、二〇〇八年、「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」が成立している。

(3) 「特集・改正犯罪被害者支援法」警察学論集六一巻七号(二〇〇八)一頁以下。

(4) 警察庁給与厚生課「平成二三年度中における犯罪被害給付制度の運用状況について」(二〇一二)。

(5) 海外の制度の最新事情については、内閣府犯罪被害者等施策推進室「諸外国における犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等に関する調査報告書」(二〇一二)参照。

(6) 心理療法の費用を公費で負担する制度については、内閣府の検討会で議論が行われ、二〇一三年一月に最終取りまとめが公表されているが、心理療法の実施者や実効性、公費負担の範囲、裁定機関など制度化までにはなお課題が残されている。内閣府「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」最終取りまとめ(二〇

- 111)。
- (7) 太田達也「犯罪被害者補償制度の研究(二・完)―改正・犯罪被害者等給付金支給制度の課題」法学研究七四巻六号(二〇〇一)六三頁以下。
- (8) 内閣府『経済的支援に関する検討会最終取りまとめ』(二〇〇七)三頁。
- (9) 最高裁判所『司法統計年報平成二三年版―刑事編』(二〇一二)一四七頁。
- (10) 内閣府・前掲注(8)一一〇頁、内閣府・犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会第二回、第四回、第六回議事録等。
- (11) Commission of the European Communities, Green Paper: Compensation to Crime Victims (2001), 台湾法務部『專題分析犯罪被害保護一〇年有成』(二〇〇九)二二―三三頁、法務部『民國一〇〇年中華民國法務統計年報』(二〇一〇)四〇〇―四〇一頁。
- (12) 内閣府犯罪被害者等施策推進室・前掲注(5)七頁。
- (13) 最高裁判所『平成二〇年改正少年法の運用の概況』(二〇一二)。
- (14) 太田達也「被害者に対する情報提供の現状と課題」ジュリスト一一六三号(一九九九)二五頁以下。
- (15) 法務総合研究所『平成二四年版犯罪白書』(二〇一二)一九八頁。
- (16) 法務省・第三回犯罪被害者団体からのヒアリング(二〇一二)における地下鉄サリン事件被害者の会の意見等。
- (17) Payne v. Tennessee, 501 U.S. 808 (1991)。
- (18) 最高裁判所「犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況(高・地・簡裁総数)」(二〇一一)。
- (19) 財団法人「ドイツにおける公訴参加の実情」判例タイムズ二二六一号(二〇〇八)一一七―一一八頁、清水晴生「ドイツ刑事訴訟法上の公訴参加に関する一考察」法学(東北大学)七五巻六号(二〇一二)一三五頁以下。
- (20) 岡村勲監修『犯罪被害者のための新しい刑事司法(第二版)』明石書店(二〇〇九)一二七―一二九頁、朝日新聞二〇〇九年七月二日朝刊二九頁等。
- (21) 椎橋隆幸「被害者参加制度について考える―一年間の実績を踏まえて」法律のひろば六三巻三号(二〇一〇)六一―七頁、番敦子「弁護士からみた被害者参加制度の評価等」法律のひろば六三巻三号(二〇一〇)一三三頁。

- (22) 例えば、被害者参加人が被告人質問をする間も不適切な発言を繰り返した事例として、朝日新聞二〇〇九年六月二日朝刊二九頁。被害者参加人が証人として証言中に威迫行為を行った事案として、東京地判平成二二年四月二七日 (L11/D8)。二次被害のおそれから被害者参加制度に反対する被害者側の意見として、法務省・第一回犯罪被害者団体からのヒアリング (二〇一一) における「あひるの会」の意見。
- (23) 法務省・第三回犯罪被害者団体からのヒアリング (二〇一一) 等。
- (24) 番敦子・前掲注(21)二四頁。
- (25) 法務省・第一回、第二回、第三回犯罪被害者団体からのヒアリング (二〇一一)。
- (26) これは二分説にしても三分説にしても同様である。親告罪の法的根拠については、黒澤睦「親告罪における告訴の意義」法学研究論集一五号 (二〇〇一) 一頁以下参照。
- (27) 内閣府の有識者会議でも性犯罪の非親告罪化の検討が行われている。男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策「性犯罪への対策の推進」(二〇一一)。
- (28) 韓国では以前より性犯罪の非親告罪化が特別法から少しずつ進められてきている。太田達也「被害者支援を巡るアジアの最新事情」『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集第一巻 犯罪被害者論の新動向』成文堂 (二〇〇〇) 四〇四―四〇六頁、太田達也「韓国における性犯罪被害者支援及び性犯罪関連施策」女性に対する暴力に関する専門調査会二〇一二年三月一五日報告。そして、韓国では二〇一二年一月一八日の刑法一部改正により刑法上の性犯罪の非親告罪化が図られた。
- (29) 経緯と概要は、川島敦子「刑事施設における犯罪被害者施策の取組」、遠藤英明「少年矯正における被害者を巡る諸施策と取組」、久保貴「更生保護における犯罪被害者等施策の取組」犯罪と非行一六四号 (二〇一〇) 四六頁以下に紹介がある。
- (30) 仮釈放許可基準における被害者感情の位置づけについては、太田達也「仮釈放要件と許可基準の再検討―「改悛の状」の判断基準と構造」法学研究八四卷九号 (二〇一一) 一三頁以下及びそこで引用している文献参照。
- (31) 更生保護のあり方を考える有識者会議の最終報告でも、犯罪被害者等の希望・意向を尊重して意見聴取を実施すべきとしながら、犯罪被害者等の意見をどのように審理に反映させるか等については慎重に検討する必要があるとし

て、この制度の難しい問題を深く検討することなく制度の提案を行っている。更生保護のあり方を考える有識者会議「更生保護制度改革の提言―安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して」（二〇〇六）。

(32) 太田達也「更生保護における被害者支援―釈放関連情報の提供と被害者の意見陳述を中心として（二）」犯罪と非行一二五号（二〇〇〇）五四―五六頁。

(33) ただ、実務では、詐欺や横領といった財産犯の被害者による心情伝達の利用が多く見られるのはやや想定外である。

(34) 太田達也「日本における保護観察と修復的司法―被害者心情伝達制度を中心に」梨花女子大学校法學論集一六卷一号（別冊）（二〇一一）五九頁以下（<http://law.ehoha.ac.kr/ko/els/archives/1301>）。

(35) 海外には受刑者と被害者が刑事施設内で対面することで直接、被害者の心情を伝達する仕組みを有するところがあるが、台湾では死刑確定者（及び死刑が確定する前の未決拘禁者）との対面を認めることがある。太田達也『『修復的矯正』の実現に向けて―台湾・更生團契の試み』刑政一一五卷二号（二〇〇四）四四頁以下。